

令和6年琴平町告示第100号

琴平町がん患者医療用補整具助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月18日

琴平町長 片岡英樹

琴平町がん患者医療用補整具助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者に対し、化学療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除等、がん治療による外見変貌を補完する補整具（以下「補整具」という。）の購入費用の一部を助成することにより、心理的負担の軽減及び治療と就労、社会参加等との両立を支援し療養生活の質の向上を図るため、琴平町がん患者医療用補整具助成事業補助金（以下「補助金」という。）を支給することに関し、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の申請日において琴平町（以下「町」という。）に住所を有する者
- (2) 第5条の申請の時点で、同一世帯員全員が町税の滞納をしていない者
- (3) がんの治療（手術、薬物治療及び放射線治療をいう。以下同じ。）を受けた者又は現に受けている者であって、補整具を購入したもの
- (4) 補整具の購入について、他の補助金等を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補整具の購入に要した費用とする。

- (1) 医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネット
- (2) 胸部補整具（補整下着、人工乳房等）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、上限を2万円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、前条各号ごとに1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補整具を購入した日の翌日から1年以内に、琴平町がん患者医療用補整具助成事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) がんの治療を受療した又は受療していることが分かる書類の写し(診療明細書、治療計画書、お薬手帳等)
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付及び額の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定した後、琴平町がん患者医療用補整具助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、施行の日以後に購入した補整具について適用する。